

「低圧電気取扱特別教育テキスト（第7版2刷）」ご購入の方へのお知らせ

現在発行している本書において、誤記がございましたのでお詫びし、訂正させていただきます。

○本書の一部を以下のとおり、訂正をお願いいたします。

頁	項目	正	誤
195	第42条	<p>(文末に追記)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>安衛令第13条第3項（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）</p> <p>1. ～4. 略</p> <p>5. 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては600Vを超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>6. 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>7. 絶縁用防護具（対地電圧が50Vを超える充電電路に用いられるものに限る。）</p> <p>8. ～27. 略</p> <p>28. 墜落制止用器具</p> <p>29. ～33. 略</p> <p>34. 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車</p> </div>	
197, 198	第44条の2	(削除)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>安衛令第13条第3項（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）</p> <p>1. ～4. 略</p> <p>5. 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては600Vを超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>6. 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。）</p> <p>7. 絶縁用防護具（対地電圧が50Vを超える充電電路に用いられるものに限る。）</p> <p>8. ～27. 略</p> <p>28. 墜落制止用器具</p> <p>29. ～33. 略</p> <p>34. 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車</p> </div>

※項目欄の赤字の部分が今回の修正